

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第15条 略 (部分休業の承認) 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間条例第18条第1項に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))、<u>勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))又は勤務時間条例第20条第1項に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))の承認</u>を受けて勤務しない職員については、2時間から<u>当該育児時間、介護時間又は子育て部分休暇を減じた時間</u>を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が<u>育児時間、介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。 第17条から第20条 略 <u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (準備行為) 2 この条例による改正後の第16条の規定に	第1条から第15条 略 (部分休業の承認) 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間条例第18条第1項に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))<u>又は勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))の承認</u> _____を受けて勤務しない職員については、2時間から<u>当該育児時間又は介護時間</u>を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が<u>育児時間又は介護時間</u>の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。 第17条から第20条 略

基づく手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。